

3月からの協会けんぽの保険料率と4月からの雇用保険料率

【同封した別紙も参照して下さい】

◆令和5年3月分からの健康保険料

令和5年3月分(任意継続被保険者にあつては同年4月分)の都道府県単位ごとの保険料率が全国健康保険協会のホームページに公表されました。前年度から引上げとなった都道府県は13、引下げとなった都道府県は33、現状維持は1県です。静岡県は唯一現状維持の1県で、前年度同様9.75%になります。

なお、40歳から64歳までの方に加算される介護保険料率は、1.64%から1.82%(全国一律)に変更になります。

【協会けんぽ「令和5年度保険料額表(令和5年3月分から)」】

◆雇用保険料率(令和5年4月1日～令和6年3月31日まで)

○一般の事業の雇用保険料率

労働者負担と事業主負担あわせて15.5/1,000となります(令和5年3月までは13.5/1,000)。失業等給付・育児休業給付の保険料率が労働者負担・事業主負担ともに5/1,000から6/1,000に変更になったことで上がりました。事業主のみ負担となる雇用保険二事業の保険料率については変更はなく、3.5/1,000です。

○農林水産・清酒製造の事業、建設の事業

農林水産・清酒製造の事業の雇用保険料率は労働者負担と事業主負担あわせて17.5/1,000となります(令和5年3月までは15.5/1,000)。

建設の事業は労働者負担と事業主負担あわせて18.5/1,000となります(令和5年3月までは16.5/1,000)。

失業等給付等の保険料率が、一般の事業と同じく、労働者負担・事業主負担ともに上がりました(6/1,000から7/1,000に変更)。雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)に変更はありません(農林水産3.5/1,000、建設4.5/1,000)。

【厚生労働省「令和5年度雇用保険料率のご案内」】

☆☆☆☆☆ フォルテ労務より ☆☆☆☆☆

1月29日(日)掛川市内で城下町駅伝競走大会が開催されました。今年は第10回記念大会ということで、3年ぶりの開催でした。社会保険労務士会磐田支部でも2チーム編成し、当事務所の玉木克典もAチームのアンカーで参加しました。参加チーム210チーム中成績はともかく、青空の下で気持ち良い汗をかいて、健康的な1日だったようです。

本人感想:「みんなで力を合わせる駅伝は楽しく、また次も是非走りたいです。でも疲れた〜!」

